

押印を見直した行政手続き一覧（訓令）

訓令	様式	様式の名称	押印見直し等の内容			所管課			問い合わせ先
			押印が必要な手続きです。	署名または記名押印で申請等ができます。	記名により申請等ができます。	部	課	係	電話番号
神崎市墓地等経営事務取扱要領	様式第1号(第4関係)	墓籍		○		市民福祉部	生活環境推進室	生活環境係	0952-37-0112
	様式第2号(第4関係)	納骨簿		○		市民福祉部	生活環境推進室	生活環境係	0952-37-0112
	様式第3号(第4関係)	火葬簿		○		市民福祉部	生活環境推進室	生活環境係	0952-37-0112

- ※ 署名とは、氏名を本人が手書きにより記載いただくことです。
- ※ 記名とは、氏名印刷、スタンプ等で記載いただくことです。
- ※ 手続きによっては、本人確認書類の提示などをお願いすることがありますのでご協力下さい。
- ※ 押印が不要な手続きであっても、押印をしていただき手続き等を行うこともできます。
- ※ 各手続きの押印の見直しの詳細は、それぞれの手続きの所管課へお問い合わせください。